

令和3年度

安城市補正予算書

第1号議案

令和3年度安城市一般会計補正予算（第8号）について

令和3年度安城市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,460,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77,136,403千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和4年1月11日提出

安城市長 神谷 学

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 国庫支出金		13,801,899	1,460,000	15,261,899
	10 国庫補助金	5,343,143	1,460,000	6,803,143
歳 入 合 計		75,676,403	1,460,000	77,136,403

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
15 民生費		31,031,989	1,460,000	32,491,989
	5 社会福祉費	11,950,194	1,460,000	13,410,194
歳 出 合 計		75,676,403	1,460,000	77,136,403

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
15 民生費	5 社会福祉費	住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給事務	千円 1,160,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
緊急奨学支援金支給事業	令和3年度 ~ 令和4年度	千円 75,000